

原 著

地域社会と社会福祉施設のあり方に関する一考察 — 「施設の社会化」の展開と課題—

A consideration concerning whole concept of community and facilities
Development and problem of "socialization of facilities"

藤原 慶二

要約：1970年代に議論がはじまった「施設の社会化」は社会福祉施設の閉鎖的運営に対する問いかけがその起点であった。社会福祉施設の閉鎖的運営の傾向が顕著に表れていたのは「入所型社会福祉施設」で、地域社会との関係は特に希薄化していた。現在では社会福祉施設は「利用する」と表現されるが、この頃は「入所する」と言われていた。社会福祉施設での生活はまるで地域社会との関係を断たれたもののような表現であった。このような状況において地域社会と社会福祉施設の関係のあり方が問われるようになったのである。そして2000年の社会福祉基礎構造改革により「地域福祉」を中心とした施策が打ち出されることとなった。これは人の生活の基盤は地域社会にあることを前提とした福祉サービスの構築が求められていることを示すのである。このことは社会福祉施設においても同様のことが言える。特に入所型社会福祉施設においてユニットケアや小規模多機能施設など新たなケアのあり方が提起されることとなった。いずれにしても現代の社会福祉の中心的役割を担っているのは「地域福祉」であることは間違いのないのである。本論文では、これらの流れの中において社会福祉施設が地域福祉の一端を担うという観点から「施設の社会化」を捉えなおし、その展開と課題について考察を加えることとする。

Key Words：地域社会，社会福祉施設，施設の社会化，施設の社会化の展開，施設の社会化の課題

はじめに

2000年の社会福祉基礎構造改革により「地域福祉」の用語が社会福祉法上に明記された。これを機に、日本の社会福祉は「地域福祉時代」を迎えたといっても過言ではない。武川（2006）はこのことを「地域福祉の主流化」と表現している。武川（2006：2）によると「地域福祉の主流化」とは老人福祉，児童福祉，障害者福祉のような縦割りではなくて、領域横断的な地域福祉の考え方が社会福祉の世界で重視されるようになってくる状況のことを指している。また武川（2006：ii）は「地域福祉の主流化」は、社会福祉だけでなく、現代日本の地方行政，地方自治，地域社会などに関係する諸問題が地域福祉のなかに集約的に表現される事態のことを指している。

これらのことは社会福祉施設においても例外なく当て

はまる。「社会福祉施設と地域社会との関係」や「地域社会における社会福祉施設が担う役割」など多くの実践と課題が今までに議論されてきている。その代表となるのが「施設の社会化」である。これは、地域住民から疎ましい存在とされてきた社会福祉施設が地域社会の再構築においてどのような役割を担うのか、また役割を遂行するための展開方法とはどのようなものかについて議論されたものである。日本の社会福祉施設は三種類に分類することができる。それは福祉事務所や児童相談所などの「機関型社会福祉施設」、保育所や知的障害児通所施設などの「通所型社会福祉施設」、最後は児童養護施設や特別養護老人ホームなどの「入所型社会福祉施設」である。本論文ではこれらの中から特に「入所型社会福祉施設」に焦点を当てる。

本論文では上述してきたことの中から地域社会と社会福祉施設の関係について今まで議論されてきた「施設の社会化」を中心に据え、その展開における視点と課題について考察を加える。考察を加える上で、施設の社会化

の展開を3つの視点で捉えることとする。本来、「施設の社会化」というのは地域社会における社会福祉施設のあり方を議論したものであることから、基本的視点として「地域住民」と「社会福祉施設」がある。これに「社会福祉協議会」の視点を加えることとする。社会福祉協議会は地域福祉を推進する中心的役割を担うことが法律上位置づけられている。加えて、社会福祉援助技術論において「施設の社会化」は「地域援助技術」の中に位置づけられている。つまり、施設の社会化を展開するに当たり、地域住民と社会福祉施設の間に入り、双方の連絡・調整をすることが求められるのである。

本論文は、三章六節で構成する。第一章では、本論文の中心となる「施設の社会化」の歴史的潮流、実践レベルでの展開について牧里毎治や定藤丈弘などの先行研究から考察を加える。第二章では「施設の社会化」を展開する主体の一つである社会福祉施設を取り巻く歴史や地域社会における役割について考察を加える。最後に第三章では、「施設の社会化」を展開する主体として社会福祉施設を中心に地域住民と社会福祉協議会の三つの視点からどのようなネットワークを構築し、活動を展開することが今後必要となり、どのような課題があるのかについて考察を加える。

第一章 施設の社会化の歴史的潮流

第一節 施設の社会化の背景

「施設の社会化」は1970年代から議論が行われてきた。議論の背景として秋山智久(1978:39)は、「(1)従来の収容施設の隔離・保護から脱出して、社会復帰のために<閉ざされた状況>を拒否し始めた施設利用者とその家族、(2)そのことを理論的にも認識し始め、さらに<社会化>されることが、施設利用者の治療、教育、援助のためにも必要であることを実感し始めた施設関係者、(3)社会変動の中の生活不安によって、社会資源としての社会福祉施設を自らに引きつけて感じ始めた地域住民、(4)これらの動向を感知し、または先取りして<コミュニティ>志向を始めた福祉行政」(下波線は筆者)の四点に集約してまとめている。つまり、視点としては①利用者(家族を含む)、②施設関係者、③地域住民、④福祉行政の4つである。そして、これらをつなぐ役割を担うのが社会福祉施設となる。

「施設の社会化」には「施設の社会化」と「施設の地域化」の二つの議論が存在する。両者の違いは視点の立

つ位置である。「施設の社会化」ではマクロの視点として、主に国や行政が取り組むものであり、一方の「施設の地域化」はミクロの視点として、社会福祉施設が取り組むものとなる。広義の「施設の社会化」として捉えるならば「施設の地域化」もその一つとなるのである。

施設と地域問題研究委員会(1975:18)は「施設の社会化」の対象となる側面を、(1)処遇の社会化、(2)運営の社会化、(3)問題の社会化⁽¹⁾としている。これに対し、牧里毎治(1980:114)によると「施設の地域化」は、社会化を地域化と読みかえるものとしている。

これらのことを踏まえ、「施設の社会化」が言う「社会」の対象は何になるのかが今後の展開をしていく上で重要となる。このことについて岡村重夫(1979:20)は「社会化」の「社会」とは、最も根源的には住民の日常生活の場としての地域社会であると指摘している。加えて、岡村重夫(1979:20)は、社会福祉とは、地域社会の住民の社会生活上の困難に対する自発的解決の努力を、地域住民が共同して援助する行為であって、地域社会から離れては成立しないものである。「社会福祉施設」とはこのような社会福祉的援助のために利用される設備であり、資源としての意味をもつものであるから、当然、地域社会の施設であり、最初から地域社会化されたものであると言っている。

以上のことが施設の社会化が議論され始めた背景である。本来、地域社会の資源であるべき社会福祉施設が、現実の運営において地域社会との関係が希薄となり、それが施設利用者の生活にも影響を及ぼしていったのである。

第二節 施設の社会化の展開

「施設の社会化」の展開については対象となる側面が「処遇」、「運営」、「問題」となっている。これらを実際に展開していく主体とそのポイントについて考察を加える。施設の社会化を展開していく主体として第一章第一節では、秋山智久が示した議論の背景のなかで下波線を引いた「施設利用者とその家族」、「施設関係者」、「地域住民」、「福祉行政」の4つを挙げるができる。ここではこれらを基に施設利用者とその家族、施設関係者を合わせて「社会福祉施設」、「地域住民」、福祉行政ではなくより地域住民に近い民間組織である「社会福祉協議会」の3点とし、施設の社会化の展開をより実践的に捉えていく。

i. 社会福祉施設の視点に立つ展開

社会福祉施設は「施設の社会化」を展開する上で中心的役割を担う存在である。それは、社会福祉施設自体が「施設の社会化」に対して取り組む姿勢を持つことが重要となるからである。つまり、地域住民や社会福祉施設を除く地域社会の資源が「施設の社会化」に対して取り組むことになっても、当事者である社会福祉施設を無くして展開することは不可能ということになる。

施設の社会化の展開の対象について利用者の個人情報の保護を念頭に置きつつ、当該社会福祉施設がある地域社会ではどのような問題があり、それに対する処遇や対応が必要となっているのかを地域住民を交えて解決していくことが求められる。

ii. 地域住民の視点に立つ展開

地域住民が「施設の社会化」の展開においてどのような関係となるのかは、第一章第一節で岡村重夫が指摘している点にある。それは、社会福祉施設が社会福祉的援助のために利用されるべき設備・資源であり、このことは地域社会の施設であることが前提となっている。これは社会福祉施設が施設利用者のみがサービスを受ける場ではなく、地域住民も利用することが可能であることを示している。

加えて地域住民にとって今まで地域社会と関係が希薄となっていた社会福祉施設が「施設の社会化」という目標に向けて取り組むのに対し、それを受け入れる姿勢が求められる。

iii. 社会福祉協議会の視点に立つ展開

社会福祉協議会が「施設の社会化」の展開でどのように関係するのかについては、社会福祉法第109条第1項に掲げられているものを挙げるができる。その中でも特に必要とされるのが法第109条第1項の2および3である。ここには「社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助」と「社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成」が挙げられている。

このことより社会福祉協議会は社会福祉施設と地域住民の間に入ってコーディネートすることが求められるのである。

第二章 社会福祉施設の歴史と求められる理由

第一節 社会福祉施設を取り巻く歴史的潮流

現在、社会福祉施設は通所型・入所型を合わせて74種類ある。これらの社会福祉施設は社会福祉法第2条に

規定されており、さらに「第一種社会福祉事業」と「第二種社会福祉事業」に分けられている。本論文が対象としている入所型社会福祉施設の多くは第一種社会福祉事業となる。野口定久（2008：184）は、この区別に法上の説明はないとしながら、一般的には第一種社会福祉事業は公共性の特に高い事業であって、対象者の全生活を保障する入所型施設や授産施設、あるいは公益質屋⁽²⁾などの経済保護事業などがその対象となっているとしている。このことは社会福祉法第60条に第一種社会福祉事業の経営主体が掲げられている内容から考えることができる。社会福祉法第60条では「社会福祉事業のうち、第一種社会福祉事業は、国、地方公共団体又は社会福祉法人が経営することを原則とする」となっている。そして、その中心的役割を担っているのが社会福祉法人である⁽³⁾。

このことを考えると、社会福祉法人を中心に据えながら、社会福祉施設を取り巻く歴史的潮流を考えることで第二章第二節の社会福祉施設に「社会化」が求められる理由へと発展的に考えることが可能となる。

そもそも社会福祉法人が創設されたのは1951年の社会事業法の全面的な改正の時期であった。坪山孝（2007：33）によると社会福祉法人の創設の目的は①民間社会事業の公共性の確保、②自主性の確保、③組織の強化と民主化、④財政基盤の強化、⑤公的社会福祉事業と協働できる位置の確保、⑥社会福祉事業に対する国民の信頼の獲得ということ（下波線部は筆者）にあるとしている。下波線部に注目すると、社会福祉法人が提供する社会福祉サービスが公共性の高いものであることが求められていたことがわかる。

しかし、坪山孝（2007：34）によると1991年に総務庁行政監察局が厚生省（現：厚生労働省）をはじめ都道府県と社会福祉法人の行政監察を実施し、その結果、①公共性の欠如、②人権感覚の欠如、③社会福祉法人・施設の運営が閉鎖的であること等が指摘されたとしている。これは社会福祉法人創設の目的とは異なる現実であったことを示されたのである。

このことについて2000年には社会福祉基礎構造改革が行われ、社会福祉法や介護保険法が施行され、社会福祉サービスのシステムが大転換期を迎えたのである。そこで強調されたのが「地域社会との関係」であり、これは総務庁行政監察局が行政監察を実施して指摘した社会福祉法人・施設の閉鎖的な運営を180度転換させるものとなったのである。

第二節 社会福祉施設に求められる理由

英国・保健社会保障省の報告書は、施設ケアの原則を以下のように述べている。①施設居住者は尊厳を持って生活すべきである、②市民としての権利をいささかも制限されることなく生活すべきである、③身体的および精神的な条件が許す限り、充実した能動的な生活を営む権利を有している、④自己決定という基本的権利を有すべきであって、しせつから管理的に取り扱われるようなことがあってはならない、⑤1人ひとりが独自の人間であるというあたりまえのことが確認されなければならない、などである。これらのことは、社会福祉施設が施設利用者にとって「生活者」であることを保障し、「生活の場」として存在しなければならないことを示しているのである。

さらに、第二章第一節で述べたように社会福祉法人の目的や社会福祉施設の歴史的潮流を踏まえて上で、「施設の社会化」や「社会福祉施設と地域社会の関係」を実践的に捉え、推進していくことが社会福祉施設に求められる理由について考察を加える。

そもそも施設の社会化が議論され始めた背景については、第一章第一節で秋山智久により4つの視点でまとめられたものを挙げている。それまで社会福祉施設の運営は閉鎖的で施設利用者も今まで生活していた地域社会から離れた存在となっていたのである。しかし、社会福祉施設の経営母体である社会福祉法人が公共性の高いものであることが求められている。この矛盾により1970年代以降の「施設の社会化」や今日の「社会福祉施設と地域社会の関係」が議論されているのである。

それではこれに対応する新たなサービスを作り出すのではなく、従来からある社会福祉施設にそれを求めた理由について、施設の意義や役割、そして有する資源の視点から考えてみる。

第一は社会福祉施設の意義や役割である。社会福祉法人が経営主体であるということは、公共性が高くあるべきであることを指す。これは施設利用者が各施設により高齢者や障害者、子どもという対象者が分けられているが、その対象者のみにサービスを提供することだけで役割を果たすということではないのである。つまり、社会福祉施設の運営において公共性を求めるには、施設利用者を第一としながら、地域社会や地域住民をも対象としていくことである。

第二に社会福祉施設が有する資源である。ここでは資源を「人材」と「設備」に分けて考えることとする。ま

ず「人材」の視点からでは、社会福祉施設には当然、社会福祉に関する専門的知識・技術をもつ職員がいる。これらの人材を施設内だけの職務に限定するのではなく、地域社会に開放していくことで貢献することが可能となる。次に「設備」の視点からでは、社会福祉施設は各施設を対象に最低基準が定められている。それは社会福祉に関する専門的な設備を有していることであり、それは施設利用者を第一の対象としながら、そこに限定しなければいけないものではない。

以上のことが今、日本の社会福祉施設が社会化に向け施設側に満たすことが求められる理由である。

第三章 社会福祉施設と施設の社会化

第一節 施設の社会化を展開する三つの視点

地域社会に根ざした社会福祉施設のあり方を考えると、第一章第二節で挙げた3つの視点を挙げるができる。繰り返しながら、その3つの視点というのは「社会福祉施設」、「地域住民」、「社会福祉協議会」である。この3つの視点を基本として「施設の社会化」を展開する関係を示したものが図1である。

この図は施設の社会化の展開において社会福祉施設、地域住民、社会福祉協議会がそれぞれどのような役割を果たすのかを表している。まず、施設の社会化について社会福祉施設が地域社会（地域住民を含む）に向けて処遇、運営、問題の3点を社会化していく流れが①である。それに対して地域住民が社会福祉施設の運営に協力・参加をしていく流れが②となっている。この2つの流れが完結し、②が継続することで施設の社会化が展開されていくのである。そして、この2つの流れを円滑にするための役割を担っているのが社会福祉協議会である。

社会福祉協議会は施設の社会化に直接的に関わるのではなく、地域住民と社会福祉施設の連絡・調整役であることが求められる。ここでいう連絡・調整とは、施設の社会化を展開する過程において社会福祉施設が地域住民に対してアプローチをする中で必要となるものである。これは今後、施設の社会化を推進していく上で課題となる。それは「施設コンフリクト」に代表される社会福祉施設に対するイメージの改善である。施設コンフリクトとは簡単に言い表すと「地域住民が社会福祉施設は必要と考えているが、自分の住んでいる家の近くに建設されるのは困るということから反対運動を行うこと」である。特に障害者福祉施設の建設で起こる。このように社

会福祉施設を必要と考えていても建設に地域住民の反対の声が上がるのである。

このことは施設の社会化の展開においても重要な点となる。社会福祉施設の機能や設備等を地域社会へ開放していくという視点にのみ焦点を当てれば、地域住民との関係は重要とはならない。しかし、施設の社会化本来の目的は、牧里毎治（1980：110）により「入所者の閉鎖的、狭小な生活圏を拡大させることおよびそれによって生活水準を高めることと、同類のニーズをもつ在宅の要援護者に福祉施設をひとつの生活資源として提供することが含まれている。加えて、在宅要援護者の生活圏を拡大し生活の質の向上を図ることを最終的な目標」とされており、社会福祉施設と地域住民の双方向の関係が求められるのである。

図1では社会福祉施設が施設の社会化で掲げられている「処遇の社会化」、「運営の社会化」、「問題の社会化」を地域社会、地域住民に対して推進していくに当たり、社会福祉協議会と協働して取り組むことが①の矢印で示されている。この一方向の矢印に加え、本来の施設の社会化で求められている地域住民との双方向の関係で重要となるのが②の矢印である。施設の社会化を展開することで地域住民が社会福祉施設運営への協力・参加をすることにつながる事が重要となる。これは地域住民が社会福祉施設を地域社会の重要な資源の一つとして考えることにつながるのである。そして、社会福祉施設と地域住民の双方のニーズを調整する立場が社会福祉協議会となり、施設の社会化の展開に対して間接的に関わる事が求められるのである。

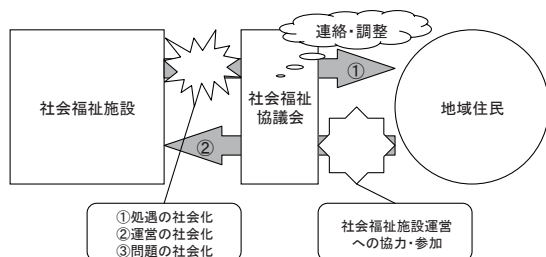


図1 施設の社会化の展開における3つの視点の関係図

筆者作成

第二節 施設の社会化の展開と課題

i 展開

まず「施設の社会化」の展開の側面に焦点を当てることとする。上述しているように施設の社会化では、社会

福祉施設と地域住民の双方向の関係が求められる。そこで、「施設の社会化」を展開することで社会福祉施設と地域住民、社会福祉協議会の3つの視点で一体何が言えるのか次の5つに焦点を当てて考察する。

①地域社会の資源の充実

社会福祉施設は分野・対象別により機能や設備は異なるものの、それらを地域社会に開放することは資源の充実に結びつくこととなる。社会福祉ニーズに対応できる設備・機能が既存のものとなれば、新たに創出する時間や費用を費やす必要がなくなるのである。

②地域社会との関係の向上

これまで社会福祉施設と地域社会との関係は希薄なものとなっていた。それは社会福祉施設の運営は閉鎖的なものであり、かつ地域住民の施設利用者に対する差別・偏見、ネガティブなイメージなどによるものであった。社会福祉施設が積極的に地域住民にアプローチすることで運営への協力・参加を得られ、これが地域社会全体に波及することが求められる。

そして、社会福祉施設と地域住民の双方向の交流が可能となることで、地域社会との関係が向上することとなる。

③専門性の向上

社会福祉施設の専門性というのは介護や相談支援を中心に施設利用者個人を対象としていることが多い。しかし、これが今後も続くと地域社会との関係は希薄化していくことが予測できる。そこで、個別援助に加え、地域社会との関係にも視野を広げ地域住民を巻き込む形での援助のシステムが求められるのである。

これは地域住民という第三者の目が施設運営に入ること、閉鎖的で職員中心の援助を予防する点においても有効なものとなる。

④社会福祉の啓発

社会福祉施設は分野・対象により利用者は異なるが、それに基づいた福祉課題が地域社会に存在していることを示している。これまで社会福祉施設が抱えている課題は「社会福祉施設内のもの」と考えられてきたが、社会福祉に対する関心が高まっている今日において、それらを地域社会に向けて発信することが求められている。

⑤利用者＝地域住民

施設利用者の生活が社会福祉施設という限られた

空間の中で営まれてきたことから施設の社会化の議論が出てきた。このことを考えると、施設運営における施設利用者は地域住民であるという考えを無視することはできないのである。

地域社会と社会福祉施設の関係において、そこで生活をしている利用者はあくまで「施設を利用している地域住民」なのである。これは社会福祉施設職員と地域住民の双方の考え方に変化をもたらすこととなる。

ii 課題

上述した施設の社会化の展開を進める上で今後の課題について考察する。

まず、施設の社会化を展開する上で課題となるのが「①人材の確保」である。これは特に社会福祉施設における人材が必要とされる。

施設の社会化を展開する上で社会福祉施設側の負担は大きなものとなる。それは本来の施設利用者に対する相談援助や介護の業務に加えて、地域社会に対して視野を広げることが求められるのである。近年の社会福祉施設の職員の定着率は非常に低く、一つの職場で長年働くということが少ない。このように万年、人材不足の状態を抱えたまま施設の社会化を展開することは困難である。

次に課題となるのが「②継続性・持続性」である。これは社会福祉施設、地域住民の双方に必要とされる。施設の社会化を展開する上で、それが継続・持続する必要性は極めて高いと考えられる。それは、地域住民の社会福祉施設に対するネガティブなイメージや思いの変化にもつながるからである。社会福祉施設の運営を地域住民に開放することで、それは地域社会における貴重な資源であると認識し、自分たちも将来は利用する可能性があると考えようになる。

最後に課題となるのが「③施設利用者のプライバシー」である。社会福祉施設を地域社会に開放することは、同時に地域住民がそこに入ってくることになる。そこで課題となるのが、実際に社会福祉施設で生活をしている利用者のプライバシーに関するものである。施設利用者が生活している空間（プライベートな空間）と地域住民が利用できる空間（フォーマルな空間）が社会福祉施設内に混在することが予測される。

このように3つの課題が今後の施設の社会化を展開していく上で挙げられ、対策を講じていくことが求められるのである。

おわりに

本論文では、地域社会と社会福祉施設の関係のあり方について「施設の社会化」の議論の歴史的潮流を踏まえた上で、今後の展開、そしてその課題について考察を加えてきた。1970年代以降に議論が始まった「施設の社会化」も時代背景が変化していることもあり、それぞれの時代に沿った内容へと変わることが求められている。

現在の日本の社会福祉は「地域福祉時代」と言われており、武川正吾はこの一連の流れを「地域福祉の主流化」と呼んでいる。武川（2006：2）によると「地域福祉の主流化」とは老人福祉、児童福祉、障害者福祉のような縦割りではなく、領域横断的な地域福祉の考え方が社会福祉の世界で重視されるようになってくる状況のことを指している。また武川（2006：ii）は「地域福祉の主流化」は、社会福祉だけではなく、現代日本の地方行政、地方自治、地域社会などに関係する諸問題が地域福祉のなかに集約的に表現される事態のことを指している。

このようなことから「施設の社会化」の展開で社会福祉施設と地域住民、それに加えて地域福祉の推進の中心的役割を担う社会福祉協議会の3つの視点を設定した。それぞれが持っている専門的知識や技術を活用することで負担が分散し、展開が円滑に進めることが可能となる。しかし、施設の社会化を展開していく上で課題もいくつかあり、それに対応していくことが求められる。

施設の社会化を現在の地域福祉時代に展開する意義は深く、今後も継続して取り組むことが重要となる。

注

- (1) 「問題」の社会化が対象としている「問題」とは、施設と利用者の双方において抱える問題を指している。
- (2) 公益質屋とは、公益質屋法に基づき市町村あるいは社会福祉法人が運営していた。社会福祉事業として行われていた質屋のことである。なお、公益質屋法は2000年に廃止となった。
- (3) 平成19年社会福祉施設等調査によれば社会福祉施設の総数61804施設の内、公営（国、都道府県、指定都市、中核市、その他の市・町村、一部事務組合・広域連合）が24768施設、私営（社会福祉事業団、社会福祉事業団以外の社会福祉法人、日本赤十字社、医療法人、学校法人、宗教法人、公益法人である社団、公益法人である財団、特定非営利活動法人（NPO）、営利法人（株式・合名・

合資・合同会社), その他の法人, 個人, その他) が
37036施設となっている.

文 献

- 秋山智久 (1978) 「施設の社会化」とは何か—その概念・歴史・発展段階」『社会福祉研究』23, 39-44
- 井岡勉 (1994) 「地域福祉と施設の社会化」右田紀久恵, 井岡勉編著『地域福祉—いま問われているもの』191-207
- 岡村重夫 (1979) 「施設社会化の問題点」『月刊福祉』62 (1), 18-23
- 熊沢由美 (2007) 「社会福祉事業法の制定と社会福祉法人制度の創設」社会福祉法人の在り方研究会編『社会福祉法人の在り方研究会報告書』大阪府社会福祉協議会
- 施設と地域問題研究委員会 (1975) 『施設の社会化促進のために』東京都社会福祉協議会
- 高森敬久, 高田真治, 加納恵子, 定藤丈弘著 (1989) 『社会福祉入門講座5 コミュニティワーク/地域福祉の理論と方法』海声社
- 武川正吾 (2006) 『地域福祉の主流化』法律文化社
- 坪山孝 (2007) 「社会福祉法人の発展と果たしてきた役割」社会福祉法人の在り方研究会編『社会福祉法人の在り方研究会報告書』大阪府社会福祉協議会
- 野口定久 (2008) 『地域福祉論—政策・実践・技術の体系—』ミネルヴァ書房
- 牧里毎治 (1980) 「福祉施設の地域化について」『社会問題研究』29 (4), 109-134
- 安井喜行 (2008) 「施設と地域福祉■地域福祉活動の拠点としての施設」井岡勉監修『住民主体の地域福祉論—理論と実践—』法律文化社

